

船橋市教育委員会会議 1 月定例会会議録

1. 日 時 令和6年1月18日(木)
 開 会 午後 2時00分
 閉 会 午後 2時49分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 淳
 教育長職務代理者 鳥 海 正 明
 委 員 小 島 千 鶴
 委 員 朝 倉 暁 生
 委 員 蓮 池 政 貴
4. 出席職員 教育次長 村 田 真 二
 管理部長 牟 田 重 実
 学校教育部長 日 高 祐一郎
 生涯学習部長 三 澤 史 子
 教育総務課長 田 島 正 則
 施設課長 高 誠 司
 学務課長補佐 有 村 慎 一
 指導課長 茂 木 義 久
 保健体育課長 吉 田 浩 一
 児童生徒防犯安全対策室長 山 下 毅
 総合教育センター所長 太 田 由 紀
 教育支援室長 神 田 順 子
 市立船橋高校事務長 鈴 木 靖 弘
 社会教育課長 藤 井 好 実
 文化課長 阿 部 健一郎
 青少年課長 池 田 直 樹
 生涯スポーツ課長 石 山 公 唯
 中央公民館長 江 口 勝 美
 郷土資料館長 金 子 俊
 西図書館長 柴 山 和香子
 市民文化ホール館長 金 児 葉 子
 青少年センター所長 山 岸 秀 規

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第 1 号 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会への意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 令和5年第4回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 令和6年船橋市成人式の実施報告について
- (3) 令和5年度船橋市小・中・特別支援学校造形作品展「子供たちの色・形・夢」について
- (4) 令和5年度全国大会等の結果報告について
- (5) 第37回ふなばし生涯学習フェアについて
- (6) 第28回ふなばし音楽フェスティバルについて
- (7) 第36回船橋市文学賞の選考結果について
- (8) 郷土資料館 ミニ展示「桃の節句」の開催について
- (9) 令和5年度小企画展「船橋の貝からみた海の変化」の開催について
- (10) 令和6年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明会について
- (11) いじめ重大事態の発生に関する報告について
- (12) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから、教育委員会会議1月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

12月11日に開催しました教育委員会会議臨時会の会議録と12月21日に開催いたしました教育委員会会議12月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がござい

ました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載しております傍聴人の遵守事項につきまして、守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件、議案第1号の議案1件、報告事項(1)から(12)の報告事項12件でございます。

報告事項(10)につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に、報告事項(11)につきましては、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開といたします。

また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の方にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づきまして、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(12)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第1号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

それでは、お手元の資料、別冊1をご覧ください。

議案第1号「船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会への意見聴取について」ご説明いたします。

教育振興基本計画は、教育施策及び事務事業について、前期5年間、後期5年間の合計10年間の計画を定めたものであり、令和2年度からの前期基本計画につきましては、令和6年度で期間満了となりますことから、今年度と来年度の2年度をかけて後期基本計画を策定する必要がございます。

昨年5月22日の定例会でご報告させていただきましたとおり、各所属補佐級の職員で構成される庁内プロジェクト委員会において、後期基本計画の原案を作成いたしました。

この計画書原案を基に、策定委員会に意見聴取を行い、その結果を踏まえて後期基本計画を策定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第1号の規定、教育行政の運営に関する基本方針を定めることに基づき議案として提出するものです。

意見聴取文は4ページのとおりとなります。

続きまして、計画の原案についてご報告いたします。

5ページからの船橋の教育2020、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）原案をご覧ください。

本原案について、外部の委員を含めて策定委員会で意見聴取をしていくこととなります。2月に、第1回策定委員会を開催し、策定委員へ委嘱状及び辞令の交付を行い、その後、第2回以降、策定委員会で策定委員の方々に原案を提示し、8月まで協議していただくことを予定しております。

それでは、計画の概要についてご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

下段に記載した根拠法である教育基本法第17条では、第1項で国の計画策定義務について述べており、第2項で地方公共団体は国の計画を参酌し、計画を策定するよう努めなければならないと定められておりますので、原案を検討するに当たり、令和5年6月に閣議決定されました国の教育振興基本計画を参照しながら作成しております。

次に、各計画の位置づけです。中段の各計画の関係イメージ図をご覧ください。

本計画は、船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画として位置づけられており、市長が策定した教育大綱や生涯学習の視点から策定された生涯学習基本構想推進計画と整合を図りながら策定するものとなります。

次に、15ページ下段の計画の構成イメージ図をご覧ください。

船橋の教育2020は、10年間の長期展望を示した教育振興ビジョンと前期5年、後期5年の基本計画から構成されています。今回は、この後期5年間の基本計画を策定するものです。

次は、18ページからとなります。

教育振興ビジョンにつきましては、18ページ、19ページの2つの船橋の教育目標と21ページの8つの基本方針から構成されております。

こちらにつきましては、10年間を通じた目標及び基本方針であるため、前期基本計画から変更はしておりませんが、説明文などにつきましては、調査結果を運用している箇所や現在に合わせた新たな表現への変更など、一部修正をしております。

次に、32ページから37ページまでの本基本計画における施策の体系をご覧ください。

現行の計画と同様に8つの基本方針にそれぞれ推進目標を設定し、その推進目標の下に施策を位置づけております。この施策につきましては、新たに32ページの「基本方針1、推進目標1、生涯学習推進体制の充実」に、施策2として、「地域の拠点「公民館」の充実」を、36ページの「基本方針7、推進目標2、不登校児童生徒への支援の充実」に、施策3として、「校内サポートルームの整備・充実」を追加しております。

また、32ページの「基本方針1、推進目標2、生涯スポーツの推進」の施策1から3については、令和4年に第2期船橋生涯スポーツ推進計画を策定したため、「基本方針1、推進目標4、読書活動の推進」の施策2、「図書館サービスの推進」については、令和4年に第二次船橋市図書館サービス推進計画を策定したため、各計画との整合を図るため、施策名を変更しております。

そのほか、36ページの「基本方針7、推進目標2、不登校児童生徒への支援の充実」の施策2、「サポートルーム等の充実」は、「適応指導教室」から「サポートルーム」への名称変更に伴い施策名を変更しております。

続きまして、例として39ページをご覧ください。

中段に推進目標達成に向けた主な事務事業及び成果指標を記載しております。こちらにつきましては、前期基本計画と同じ構成とさせていただきます。

今後、策定委員会で協議し、原案を修正したものを提言として提出させていただくことを予定しております。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

若干の変更点等の話がございました。これから先、策定委員会にこれを提出し、どういふところを訂正したらいいかなど、様々ご意見いただきたいと思いますが、中身、ご一読いただいているかと思うのですが、ご不明な点やご質問はございますでしょうか。小島委員。

【小島委員】

ちょっと質問と意見兼ねている形なんですけれども、中にいろいろ統計資料ですとか、写真ですとか、そういったものが入っていて、これはもう入れたものを策定委員会にご検討いただくということで、まず間違いないでしょうか。

【教育長】

教育総務課長。

【教育総務課長】

こちらを基に審議いただくという形になります。

【教育長】

小島委員。

【小島委員】

特に統計資料と、やっぱり、こういうのがあるからこそ、こういう実態があるからこそこうしようというものが生まれると思うので、こういうものを積極的に入れた形で検討していただけるといいかなという意見になります。ありがとうございます。

【教育長】

そのほかいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定委員会への意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、管理部、報告願います。

管理部長。

【管理部長】

報告事項（1）令和5年第4回船橋市議会定例会の報告について、資料は、本冊の5ページからとなります。

会期は、令和5年11月17日から12月22日までの36日間で開催されました。教育委員会に関連する議案等につきましては、記載のとおり議案5件、陳情5件がございました。

議案等に対する主な質問事項ですが、11月27日に行われた議案に対する質疑では、10人の議員から、11月29日から12月5日の間に行われた一般質問では、22人の議員から質問がございました。

12月18日に行われた予算決算委員会全体会総括質疑では、2人の議員から、追加

議案に対する質疑では4人の議員から、また、翌19日に行われた追加議案に対する予算決算委員会全体会総括質疑では、2人の議員からそれぞれ質問ございました。

質疑概要につきましては、6ページから67ページに議員ごとに整理しておりますので、ボリュームがありますが、ご不明な点がございましたら後ほどご質問をいただければと思います。

教育委員会に関連する議案等の各委員会及び本会議の採決結果でございます。

資料68ページになります。

議案第1号「令和5年度船橋市一般会計補正予算」につきましては、予算決算委員会、本会議とも全会一致で可決。

議案第10号「訴えの提起について」は、文教委員会、本会議とも全会一致で可決。

議案第11号「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定について」は、文教委員会、本会議とも全会一致で可決。

議案第14号「令和5年度船橋市一般会計補正予算」については、予算決算委員会、本会議とも賛成多数で可決。

議案第17号「船橋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例」については、文教委員会、本会議とも全会一致で可決。

陳情につきましては、陳情第56号「教員未配置を解消するための船橋市の抜本的な対策を求める陳情」は、文教委員会、本会議とも賛成少数で不採択。

陳情第57号「国の責任で小中学校給食費の無償化を求める意見書提出の陳情」は、文教委員会は賛成少数で不採択、本会議は賛成多数で採択。

陳情第58号「北習志野近隣公園テニスコート利用に関する陳情」は、文教委員会、本会議とも賛成なしで不採択。

陳情第59号「市内公民館Wi-Fi環境の全室導入実現に向けた検討に関する陳情」は、文教委員会は全会一致、本会議は賛成多数で採択。

陳情第60号「金杉十字路付近への移動図書館のステーション設置に関する陳情」は、文教委員会、本会議とも賛成少数で不採択となりました。

以上で、令和5年第4回船橋市議会定例会の報告は以上となります。質疑内容等、ご不明な点がございましたら、ご質問いただければと思います。よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（2）について、社会教育課、報告願います。

社会教育課長。

【社会教育課長】

報告事項（２）、令和６年船橋市成人式の実施報告につきまして、資料は本冊の７１ページをご覧ください。

令和６年成人式は１月８日に船橋アリーナにて２部制で実施いたしました。委員の皆様には、ご多忙の中長時間にわたりご臨席いただき、ありがとうございました。

表の合計欄にございますとおり、第１部と２部を合わせた参加者数は、４，２１０名、参加率は６９．０１％でした。参加率は、昨年と比べますと３．８ポイントの増となっていて、昭和４７年以降で把握している限りですが、平成２６年成人式の６８．５２％を超える過去最高の参加率となりました。

新型コロナウイルスが５類感染症に移行されたことが要因の一つではないかと思っているところです。

当日は事故もなく無事に終えることができました。一方で、送迎車による渋滞などの課題が今年もございましたので、現在、成人式対象者や保護者に実施しているアンケート結果なども参考に、来年以降の対策を検討してまいります。

以上でございます。

【教育長】

ただいま、成人式について報告がございました。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（３）から（９）につきましては、定例の報告事項でございますので、説明を省略したいと思います。

その他で何か、ご質問、ご意見等ございましたらでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、報告事項（１２）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項（１０）の審議に入りますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

（傍聴人退席）

【教育長】

それでは、報告事項（１０）について、市立船橋高等学校、報告願います。

市立船橋高校事務長。

【市立船橋高等学校事務長】

市立船橋高等学校の交通事故に伴う専決処分報告についてご説明いたします。
資料は別冊2でございます。

本件は、令和5年9月19日、午後2時25分頃、船橋市市場3-8地先において、本校職員が運転する本校所有の小型貨物車が赤信号により停車中、助手席に置いていた荷物に気を取られ、ブレーキの踏み込みが甘くなったことにより、前に停車していた相手方軽貨物車の後部に接触し、相手方が負傷してしまったものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決し、9万9,580円を損害賠償額として市が全額支払うことで示談が成立したものでございます。

9万9,580円の内訳ですが、治療費が6万5,180円、慰謝料が3万4,400円でございます。

なお、相手方の車両への損害はありませんでした。本校の職員は、集配業務等で市役所本庁舎へ出向く機会が多いことから、これまでも安全な運転を心がけるよう指導してまいりましたが、改めて所属内で周知徹底をいたしました。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項(11)の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、報告事項(11)について、指導課、報告願います。
報告事項(11)「いじめ重大事態の発生に関する報告について」は指導課長より報告があった。

【教育長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時49分閉会

令和6年1月18日